

一人暮らし高齢者等安心・見守り活動 Q&A

奨励金申請者

Q 1 : 申請者は区長でないためですか。

A 1 : 区長名での申請をお願いします。

区が奨励金申請者(受給者)となっても、必ずしも区長や区役員等が実際の見守り活動をしなければならないというものではありません。

実際の活動は、別の団体(老人クラブ、子ども会、女性会 ほか)が行ったり、隣保の方といった区の住民や区内で新たに見守り活動を行う組織をつくっていただいても結構です。

見守りの対象者

Q 2 : 見守り対象になる方は、どのような方ですか。

A 2 : 75歳以上の一人暮らしの方や高齢者のみの世帯は、原則対象として下さい。

また、75歳未満で独居や障害等で日常生活に不安を抱えておられる方も、見守りの対象としていただきたいと考えています。

Q 3 : 対象者の名簿は、市からもらえますか。

A 3 : 区と対象者ご本人の了解のうえで実施していただく活動ですので、市から名簿等の提供は行ないません。

Q 4 : 対象者はどのようにして把握したらよいですか。

A 4 : 地区内で、関係者が把握されている方の情報を共有し、対象者の把握に努めていただきたいと思います。

Q 5 : 地区で把握ができなかった方がいた場合、何かペナルティはありますか。

A 5 : 把握できなかった方があったとしても、奨励金の減額等ペナルティを課すことは考えていません。

本制度の趣旨を理解いただき、できる限り把握に努めていただき、把握ができた段階で対象者に加えていただくようお願いします。

Q 6 : 訪問活動に了解をいただけない方はどうしたらよいですか。

A 6 : ご本人の意思に反してまで訪問することを求める事業ではありませんので、対象から外していただいて構いません。

ただし、緩やかな見守りは行っていただきたいと思いますので、訪問を拒まれたことを区内で共有された上で、日常の声かけなどを行っていただきたいと思います。

Q 7 : 同居の家族はいるが、仕事等で何日も留守にされることが多い場合、対象となりますか。また、家族が日中仕事等で留守の方の場合はどうですか。

A 7 : 独居ではないので基本的には対象ではありませんが、見守りが必要と区の中で判断された場合には、見守り対象者に加えていただきたいと思います。

Q 8 : 民生委員の方が見守りされている方も、今回の見守り対象になるのですか。

A 8 : 基本的には、民生委員の方が見守りを行っている方も対象にしていただきたいと思えます。

協議していただいた結果、民生委員だけが訪問するというだけでも構いません。

Q 9 : 訪問活動を行う上で、事前に連絡や調整をする必要がある方や組織はありますか。

A 9 : 民生委員や福祉委員など、この事業とは別に見守りを行っておられる方がおられたり、既存の活動で見守り活動をされている区等もあるかと思えます。

民生委員、民生協力委員、福祉委員、老人クラブ等、既存の活動者等と事前に十分協議・調整をしていただくようお願いいたします。

Q10 : 見守り活動を行う上で、意識しておかなければならないことはありますか。

A10 : 活動をされる方については、守秘義務を意識した上での活動をお願いします。

民生委員には法令により守秘義務がありますので、そのことをご理解いただいたうえで協議・調整をお願いします。

活動

Q11 : 奨励金の対象となる見守り活動とは、どのようなことですか。

A11 : 定期的に対象者を訪問し、声かけをするなど安全の確認をしていただくことです。

Q12 : 定期的な訪問とは、どの程度の頻度をいうのですか。

A12 : 1ヶ月に2回程度訪問していただくようお願いいたします。

Q13 : 地区等の判断で、定期的な訪問を2回以上してもよいのですか。

A13 : 2回以上訪問していただいても結構です。

Q14 : 見守り対象者の方は、全員、訪問が必要なのでしょうか。

A14 : 自宅訪問だけを見守り活動とは考えていません。サロン・老人会の集いや地区の集会などに出席され、確認ができれば、それも1回としてください。

Q15 : 敬老会開催事業は、見守りの一環にならないのですか。

A15 : 敬老会等に出席され顔を会わせれば、それも1回の見守りです。又、開催の案内文書を持って行かれたり、欠席者にお土産などを持って行かれて、顔を見てきていただければ、それも見守りとなります。

Q16 : 毎月、区費等の集金や市広報等の配布に対象者宅を訪問していますが、これも見守り活動の一環としてもよいですか。

A16 : 顔を見て、声をかけていただいているのであれば、見守り活動の一環として回数に含めていただいても結構です。

Q17 : 新たに見守り活動を行う組織は必要ですか。

A17 : 必ずしも、新たな組織をつくっていただく必要はありません。

なお、新しい組織が必要と判断され、支援が必要であれば、社会福祉協議会に配属されている生活支援コーディネーターに相談ください。

Q18 : 見守り訪問は、必ず区の役員等が行かなければなりませんか。

A18 : 必ずしも区の役員である必要はありません。区内で訪問者を決めていただければ結

構です。(Q&A 1 参照)

どなたが訪問されても構いませんが、訪問記録を残しておいていただきたいので、誰がどの方を訪問されるか、区で取り決めされておくのがよいと考えます。

Q19：訪問時間は、いつ頃がよいのでしょうか。

A19：ご本人の都合もあるので、事前に相談をしていただきたいと思います。

Q20：訪問に行っても留守で会えなかった場合、会えるまで行かなければなりませんか。

A20：本人の在宅時間を考慮して、改めて訪問をお願いいたします。

本人の希望時間に行っても、何度も留守が続くようであれば、何らかの問題がある可能性がありますので、その際は、地域包括支援センターへ連絡をお願いいたします。

Q21：何か問題や気になる事があった場合、どうすればよいですか。

A21：地区内で解決ができないようなことがあった場合には、地域包括支援センターに相談していただければよいと思います。地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口ですので、地域包括支援センターで相談を受け付け、関係機関へつなぎます。認知症についても、相談にのっています。

災害等緊急時の不安を解消し、緊急事態に速やかな対応ができる「緊急通報システム」、急病などの緊急時に迅速な救急活動につなげる「救急医療情報キット配布事業」、認知症高齢者等の行方不明の防止・行方不明の早期発見に向けて地域での見守りを強化する「高齢者等見守り・SOSネットワーク」については、市高年介護課へ相談ください。

Q22：見守り訪問に行ったことを記録する必要はありますか。

A22：記録は残してください。

市で「活動記録票」の様式を用意しています。各区に一定枚数を配布させていただきますのでご活用ください。

なお、必ずしもこの「活動記録票」の様式を使っていただく必要はありません。同様の記録が行えるのであれば、区等で別のものを用意し使用していただいても構いません。

Q23：どのようなことを記録するのですか。

A23：日時、活動内容を記入してください。それ以外で区が必要と思われる事項がありましたら、盛り込んでいただければ、なお結構です。

Q24：「活動記録票」は、市に提出する必要がありますか。

A24：活動記録票の提出は不要です。

なお、事業終了後に提出をいただく活動報告書（見守り訪問の実績）では、見守り対象者の氏名等を報告していただきます。(Q&A32 参照)

奨励金交付申請

Q25：いつまでに申請すればよいのですか。

A25：随時受け付けますが、事業開始の前に申請をしてください。次年度以降、事業を継続する場合は、各年度に改めて奨励金交付申請の案内をさせていただきます。

Q26：どのタイミングが、活動の着手時期となりますか。

A26：見守り対象者の把握・相談等の段階を、着手時期としてください。ただし、昨年度から事業を継続されている場合は、申請書の着手予定時期については、4月1日と記載してください。

Q27：申請時期によって奨励金額は変わりますか。

A27：事業の着手（開始）が10月1日以降になる場合は、奨励金（年額）の1/2の減額を行うこととなります。

Q28：奨励金額の算出基礎となる75歳以上の高齢者数は、どの時点の人数ですか。その人数は教えてもらえるのですか。

A28：申請年度の4月1日を基準日とし、基準日にその地区内に住民登録があり、当該年度の3月31日までに75歳以上となる高齢者数を奨励金額の階層区分の算出に用います。ただし、区内に高齢者施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、グループホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム）があり、その施設に住んでおられる方の人数は除外させていただきます。なお、これらの人数については、市で把握し、奨励金申請書にあらかじめ記載しておきますので、区で調べていただく必要はありません。

Q29：奨励金は、使途が決められていますか。

A29：見守り活動を実施していただくということに対して奨励金をお支払いさせていただきますので、使途についての制限はありません。
区の中で相談していただき、関係者の理解を得た上で活用してください。

Q30：奨励金は、事業完了後に支払いされるのですか。

A30：奨励金交付申請書と一緒に請求書を提出いただくこととなります。請求書受理後、概ね1か月以内に支払いをさせていただきたいと考えています。

Q31：社会福祉協議会でも同じような補助金がありますが、同じ年度に両方の補助金を受けるとはできますか。

A31：豊岡市社会福祉協議会には「支え合いの地域づくり活動助成金」という助成金があります。この助成金は、本奨励金と重なる部分もありますが、同じ年度に両方の助成金等を受けることもできます。

活動報告

Q32：事業の活動報告等を行う必要はありますか。必要であれば、いつどのようなことを報告するのですか。

A32：活動実績報告書及び活動報告書（見守り訪問の実績）を、年度終了後、市が指定する期日までに提出していただきます。
報告書には、見守り対象の方のお名前の記入や世帯構成（独居・夫婦のみ・その他）をチェック記入していただきます。

Q33：収支報告書の提出は必要ですか。

A33：収支等金銭に関する報告は必要ありません。領収書等は区で保管してください。

関 係 機 関 連 絡 先

名 称	所 在 地	電話番号	F A X
豊岡市高年介護課	豊岡市立野町 12-12	29-0055	29-3144
豊岡市社会福祉協議会地域福祉課	豊岡市城南町 23-6	23-2573	24-4511
豊岡地域包括支援センター	豊岡市立野町 12-12	24-2409	24-9088
城崎・竹野地域包括支援センター	城崎町湯島 625-9	32-4599	32-2940
竹野分室	竹野町須谷 1478	47-1425	47-1878
日高地域包括支援センター	日高町祢布 891-2	42-0158	42-4731
出石・但東地域包括支援センター	出石町福住 1302	52-7015	52-5716
但東分室	但東町出合 433-1	54-0515	54-0182